

開成町議会告示第1号

開成町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月12日

開成町議会議長 山本 研一

開成町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

開成町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年開成町議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3号様式、第14号様式及び第21号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」、「住民基本台帳カード（注）」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の開成町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 この規程の施行の際現に旧規程の規定に基づいて提出されている様式書類は、この規程による改正後の開成町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された様式書類とみなす。